

保医医第1988号  
令和4年9月13日

関係大学の長様

京都市保健福祉局長  
(担当 医療衛生推進室医療衛生企画課)

令和4年度毒物劇物危害防止運動の実施について

平素より、本市保健福祉行政の推進に格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

京都府では、毎年11月を「毒物劇物危害防止運動」の期間と定め、令和4年度毒物劇物危害防止運動実施要領に基づき、関係機関への毒物劇物の適正使用、保管管理の徹底等の周知を行っており、市内関係機関への周知について本課へ依頼がありました。

貴大学につきましては、別添リーフレットのとおり毒物及び劇物の適正な取扱い、厳重な保管管理を引き続き徹底していただきますようお願いいたします。

【添付書類】

- 京都府依頼文
- リーフレット「毒物・劇物 適正な取扱いについて」

担当：京都市保健福祉局医療衛生推進室  
医療衛生企画課 業務担当

TEL：075-222-3430

FAX：075-213-2997

E-mail：eisei@city.kyoto.lg.jp

住所：〒604-8101

京都市中京区柳馬場通御池下る  
柳八幡町65 京都朝日ビル6階

4 葉 第 9 3 6 号  
令和 4 年 8 月 5 日

京都市長 門川 大作 様

京都府知事 西脇 隆俊  
( 公 印 省 略 )

令和 4 年度毒物劇物危害防止運動の実施について (依頼)

毒物及び劇物による事故の未然防止等については、かねてより指導等を行っていただいているところですが、依然として、毒物劇物の不適切な取扱い等による事件・事故が発生しており、毒物劇物を取り扱っている事業所、教育機関、家庭等における適正な管理等が強く求められています。

このため、京都府では、府民の健康保護及び防犯、防災上の観点から、毎年 11 月を「毒物劇物危害防止運動」の期間と定め、毒物劇物の適正使用、保管管理の徹底等について周知等を行い、危害防止を図っています。

今年度につきましても、別添実施要領に基づき実施することとしましたので、本運動の趣旨を御理解いただき、貴関係機関等に対する周知及び関係広報誌等への啓発記事の掲載等について御協力をお願いします。

なお、別紙関係部局等の長に対して、別途依頼していますので申し添えます。

担 当	健康福祉部薬務課審査係
電 話	075-414-4791



## 令和4年度毒物劇物危害防止運動実施要領

### 1 目的

依然として、毒物劇物の不適切な取扱い等による事件・事故が発生しており、毒物劇物を取り扱っている工場、事業所、家庭等での適正な取扱いが強く求められている。

このため、府民等に対し、毒物劇物の性質、作用、保管管理及び使用方法等に関する正しい知識を普及するとともに関係法令の周知徹底を図り、毒物劇物による危害を未然に防止することを目的とする。

### 2 実施期間

令和4年11月1日から11月30日まで

### 3 実施機関

京都府

### 4 実施項目

実施項目	実施内容
広報誌等による啓発	新聞、公的機関等の発行する広報誌、関係団体の会報等に、毒物劇物の保管管理の徹底や適正使用等についての記事掲載を依頼し、毒物劇物の適正な取扱方法を府民に啓発する。
印刷物の作成、配布	毒物劇物の適正な保管管理、事故時の措置等についての啓発文書等を作成し、日常の監視業務等の際に、病院、事業者、研究機関等に配布し、適正な取扱方法の徹底を図る。
講習会の実施等	届出不要の業務上取扱者や府民等を対象とした講習会の開催、各種団体の講習会等への講師派遣を行う。
立入検査及び指導	毒物劇物製造業者、輸入業者、販売業者及び届出の必要な業務上取扱者等に対し、立入検査を行い、法令上の遵守事項が守られているか確認し、必要に応じ指導を行う。